

彙報

◎國有林に對する道路工事費

特別負擔に關する協定

道路法の規定に依るときは、道路管理者が執行する道路に關する工事に因り著しく利益を受けた者は、私人であると公團體將た國家であるとを問はず、管理者はその利益を受けたる者に對し、利益を受くる限度に於て道路に關する工事の費用の一部を賦課することが出来るのであつて、道路工事の施行に因つて國有林の價額が著しく増加した場合には其の所有者たる國に負擔を命じ得るのであるが、此負擔を命ぜられた農務省では、年度開始前から負擔命令のあることを豫想して居ない爲に、命令せられた負擔金を支出する豫算がない爲に支出することが出来ない、又管理者も賦課の命令はしたもので、此様な譯で負擔並を收入することが出来ない、双方の不便であると言ふので、農務省が其負擔金決定方法と事務の取扱方法に付意見を提出して、内務省に交渉を開始したが、内務省土木局では其の負擔割合算定の方法には、容易に賛成を與へそうにない、目下對案作製中であるとのことであるが、

農商務省の案は大體左の通りである。

國有林野道路工事費負擔方針 (農商務省案)

一、道路の新設及改修に對する道路法第三十九條の負擔は總工事費より道路法第三十三條第三十六條及第三十七條に依り國又は第三者の負擔すべき金額及國又は府縣の補助金額を控除したる金額の半額以内に付道路工事に依り國有林野の受くる受益額の半額を超へざる限度に於て民有林野の負擔する率を參酌して之を定む

前項の受益額は當該道路の利用區域内に於ける國有林野を合理的に利用する場合に於て道路工事完成後二十箇年內毎年道路工事の結果生ずべき産物の山元價格増加額の前價合計とす未利用林を利用林に變更する場合に在りては前項の受益額の計算上更に新費を以て從來の立木價格と見做す

二、修繕費に對しては道路法第三十九條の負擔は之を爲さず

三、地方長官は大林区署長と協定の上受益者負擔を命ずべき路線及金額を定め前年四月三十日迄に内務省に提出し内務省は直に全國に於ける道路負擔一覽表を作成して豫算編成に關し農商務大藏兩省に協議し右協議決定の上府縣知事に對し認可を爲すこと

四、道路法第四十條の負擔は通常の豫算定額より之を支出すること。

支那の道路改良

(在天津帝國領事館管轄區域内の事情)

元來支那に於ける道路は「前車の覆るは後車の警め」の諺を生したるが如く凹凸甚だしく殊に北支一帯の地に於て道路は平地より低きを通例とするを以て降雨の際は道路變して河となり又各處に潦水を生じて不便此上なく加ふるに範圍の廣大なると官憲の無誠意の爲に多くは之を棄てて顧みず殊に山西省の如き山國に在りては道路交通の不便言語に絶するものあり最近閩督軍は兵工築路即ち兵士を利用して道路修築の計畫を實施し民國十二年六月現在に於て山西省道延長約一千里(自動車を通し得)を完成したる由なり直隸省に於ては最近米國赤十字社の義捐的幫助により北京天津間及保定間に自動車を通し得る道路を修築したり直隸省内主要道路は次の如し。

イ、天津北京間 天津より揚村張家灣通州を経て北京に達するもの約三十九里(日本里)

ロ、天津山海關間 天津蘆臺樂亭昌黎等大體京奉鐵道と併行して山海關に達する約七十二里

ハ、北京山海關間 通州豐潤永平等を經る七十六里

ニ、北京喜峯口間 通州より薊縣遵化等を経て長城喜峯口に達す此道路は更に熱河朝陽奉天方面に連る

ホ、北京右北口間 懷柔密雲等を経て長城古北口に達し内蒙古に入る

ヘ、北京張家口間 昌平懷來宣化を経て張家口に達す約五十七里 此道路は一方庫倫恰克圖に一方大同豐鎮歸化城(綏遠)に達す

ト、北京より保定正定趙州順德等を経て河南に入るもの
チ、北京より涿縣河間景縣を經山東に入り濟南に達する線
リ、天津保定間に最近自動車を運轉し得る道路を修築せり
ヌ、天津より楊柳青に出て津浦鐵道と大體併行して馬廠滄州等を経て山東省に入るもの
ル、太原大同間 太原より北行忻縣雁門關を經るもの
ヲ、太原より河南に通ずる線 沁縣に於て二分し一は東行して襄垣より河南涉縣方面に入り直隸省順德に達す一は西南行して臨汾曲沃等汾河の流域を経て潼關に達す

ワ、太原より陝西に通ずるもの 西行交城汾州離石等を経て黄河に到り陝西榆林方面に達す

カ、太原より東行平定を経て娘子關を過ぎり直隸省正定に達するもの 以上